平　成　２９　年

米　沢　市　の　工　業

－ 工 業 統 計 調 査 結 果 報 告 書 －

米　　沢　　市

は　じ　め に

工業統計調査は、我が国の製造業の実態やその活動状況を明らかにするため、統計法に基づく基幹統計調査として、毎年実施されています。

この報告書は、平成３０年６月１日現在で実施された工業統計調査の結果を本市において独自に集計したものです。

本書が、各種施策の基礎資料としてはもちろん、各般にわたる参考資料として、広く御活用願えれば幸いと存じます。

終わりに、この調査の実施に当たり、格別の御協力をいただいた事業所各位及び調査員の方々に対し深く感謝申し上げるとともに、今後とも一層の御協力をお願い申し上げます。

令和２年４月

米沢市長　中川　勝

目　　　　　次

Ⅰ　調査のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅱ　調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　—要約—
　1　事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　2　従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　3　製造品出荷額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　4　現金給与総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　5　原材料使用額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　6　在庫額（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
　7　付加価値額（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・・・・・・・・　19
　8　工業団地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
Ⅲ　付　　表
　付表１　　産業中分類別事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　付表２　　従業者規模別事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　付表３　　産業中分類別従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　付表４　　従業者規模別従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　付表５　　産業中分類別男女別従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
　付表６　　従業者規模別男女別従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
　付表７　　産業中分類別製造品出荷額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
　付表８　　従業者規模別製造品出荷額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
　付表９　　産業中分類別１事業所当たり製造品出荷額等・・・・・・・・・・・・　26
　付表１０　産業中分類別従業者１人当たり製造品出荷額等・・・・・・・・・・・　26
　付表１１　産業中分類別原材料使用額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
　付表１２　従業者規模別原材料使用額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
　付表１３　産業中分類別現金給与総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
　付表１４　従業者規模別現金給与総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
　付表１５　産業中分類別常用労働者１人当たり現金給与総額・・・・・・・・・・　29
　付表１６　産業中分類別在庫額（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・・　29
　付表１７　産業中分類別生産額（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・・　30
　付表１８　産業中分類別付加価値額（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・　30
　付表１９　産業中分類別１事業所当たり付加価値額（従業者３０人以上の事業所）・・・　31
　付表２０　産業中分類別付加価値生産性（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・　31
　付表２１　産業中分類別付加価値率・現金給与率・分配率
　　　　　　原材料率・在庫率（従業者３０人以上の事業所）　・・・・・・・・・・・・・　32
　付表２２　工業団地別事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
　付表２３　工業団地別従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
　付表２４　工業団地別製造品出荷額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
　付表２５　市町別事業所数・従業者数・製造品出荷額等
　　　　　　付加価値額（従業者４人以上の事業所）　・・・・・・・・・・・・・・・・　34

Ⅳ　統　計　表

第　１　表　産業中分類別統計表（全事業所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第　２　表　産業中分類別統計表（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第　３　表　産業中分類別統計表（従業者２９人以下の事業所）・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第　４　表　産業中分類別１日当たり水源別用水量・１日当たり用途別用水量
工業用地統計表（従業者３０人以上の事業所）　・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第　５　表　従業者規模別統計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第　６　表　従業者規模別有形固定資産（従業者３０人以上の事業所）　・・・・・・・・・ 44
第　７　表　従業者規模別工業用地（従業者３０人以上の事業所）・・・・・・・・・・・・ 44
第　８　表　従業者規模別１日当たり水源別用水量
１日当たり用途別用水量（従業者３０人以上の事業所）　・・・・・・・・・・ 44
第　９　表　町丁・地区別統計表（全事業所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第１０表　工業団地別統計表（全事業所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
55

Ⅰ　調　査　の　し　く　み

１　調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

２　調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成１９年法律第５３号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和２６年通商産業省令第８１号）によって実施される統計調査である。

３　調査の期日

この調査は平成３０年６月１日現在で実施した。

事業所数、従業者数については平成３０年６月１日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成２９ 年１月～１２月の実績により調査している。

４　調査の範囲

（１）　日本標準産業分類による大分類「E－製造業」に属する事業所（国及び公共企業体に属するものを除く。）を対象としている。

（２）　本書において、「平成２３年」は「平成２４年経済センサス－活動調査－」、「平成２７年」は「平成２８年経済センサス－活動調査－」の数値である。それ以外の年次の数値は工業統計調査の数値である。

（３）　「平成２８年経済センサス－活動調査－」においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、個人経営調査票で把握した事業所については、「事業所数」、「従業者数」の項目は集計に含まれるものの、「製造品出荷額等」、「付加価値額」等の項目については含まれていない。

（４）　「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成２７年５月１９日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税抜きの回答であっても消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

５　本調査における製造業の定義

（１）　製造業とは、有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新製品（必ずしも完成品を意味するものでなく半製品も含まれる）を製造し、これを卸売する事業所をいう。また、ここでいう卸売とは、次の業務をいう。

（ア）　卸売業者または小売業者に販売すること。

（イ）　産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量または多額に製品を販売すること。

（ウ）　業務用に主として使用される商品（事務用機械、家具・病院・ホテル等の設備、産業用機械、建設材料など）を販売すること。

（エ）　同一企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

（オ）　店舗を持たない製造卸のみを行っている事業所が、自ら製造したものを通信販売（インターネットによる販売を含む）により直接消費者へ販売すること。

（２）　他の企業の所有する原材料に加工処理を行い、加工賃を受け取る賃加工業は、製造業とする。ただし、直接個々の家庭消費者から加工を委託された場合は、製造業としない。

（３）　修理を専業としている事業所は、製造業としない。ただし、船舶・鉄道車両の修理又は改造、航空機の修理・オーバーホールを行う事業所については、過去１年間に製造行為を行わなくても、製造業とする。

（４）　機械修理工場であっても、金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び

部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。

（５） 農家、漁家が同一構内（敷地内）で製造活動を行っている場合、主として自ら採取したものを原材料として使用して製造加工を行っている場合は、製造業としない。ただし、同一構内（敷地内）に工場、作業場とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者がいる場合は、製造業とする。

（６） 廃棄物を収集・分別し、処分場等へ運搬している事業所は、製造業としない。ただし、再生可能な廃棄物に自ら加工処理を行い、有価物として出荷すること主たる事業である場合は、製造業とする。

（７） 新聞業、出版業は、日本標準産業分類の改訂に伴い、大分類「G－情報通信業」に分類されたため、平成１４年調査より調査の対象外となった。

６　調査の種類及び方法

（１） 甲調査・・・・・・従業者３０人以上の事業所

（２） 乙調査・・・・・・従業者２９人以下の事業所（従業者３人以下は本市独自調査）

調査の方法は自計申告によるもので、申告者は事業所の管理責任者である。

調査票の配布及び収集は、次の三つの方法により行った。

① 調査員調査　：　山形県知事が任命する工業統計調査員が、市長の指揮監督を受けて調査票を配布・回収する。（本市独自調査は米沢市長が任命）

② 本社一括調査　：　二以上の事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定する本社一括調査企業に対し経済産業省が調査票を送付し、企業の本社等が企業に属する事業所について一括して報告する。

③ 国直送調査　：　本社一括調査の指定を受けていない二以上の事業所を有する企業に属する事業所に対し、経済産業省が調査票を送付・回収する。

７　集計事項の説明

（１） 「従業者数」とは、「常用労働者数」と「個人事業主」及び「無給家族従業者数」の合計であり、他の会社など別経営の事業所から出向または派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社など別経営の事業所へ出向または派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

（２） 「製造品出荷額等」とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「製造工程から出たくず・廃物の出荷額」及び「その他の収入額（修理料収入、転売収入など）の合計額で、内国消費税額等を含んだ額である。なお、「その他の収入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成１９年調査において追加された項目である。

（３） 「現金給与総額」とは、常用労働者のうち雇用者に対する「基本給」、「諸手当」、「期末賞与」、「退職金」、「解雇予告手当」、「出向・派遣受入者に係る支払額」及び「臨時雇用者に対する給与」など、すべての現金給与の合計金額である。

（４） 「原材料使用額等」とは、「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」の合計である。なお、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成１９年調査から追加された調査項目である。

（５） 「在庫額」とは、「製造品」、「半製品」、「仕掛品」、「原材料」、「燃料などで事業所の所有に属するもの」を帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫については、委託した工場の在庫に合算している。

（６）「有形固定資産」のうち、「取得額」とは、「購入」、「建設」、「自家製作」、「同一企業に属する他の事業所からの受け入れ」及び「建設仮勘定からの振替」などによる増加額である。「除却額」とは、「売却」、「撤去」、「同一企業に属する他の事業所への引き渡し」、または「滅失」による減少額である。「減価償却額」は、「減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額」、「減価償却累計額として計上された額」である。

（７）「内国消費税額等」は、消費税を除く内国消費税額と推計による消費税額の合計である。また、消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。なお、消費税額は推計により算出している。

（８）「工業用地」は、平成３０年６月１日現在において事業所が使用（賃貸を含む）している敷地の全面積である。

（９）工業用水は、平成２９年の１年間に事業所で使用した用水の総量を操業日数で除した１日当たり用水量である。

８　計算項目の説明

計算項目は次の算式によっている。

（１）　生産額（従業者３０人以上の事業所）

製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

（２）　付加価値額

（ア）　従業者３０人以上の事業所

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－内国消費税額等－減価償却額

（イ）　従業者４人以上２９人以下の事業所

製造品出荷額等－原材料使用額－内国消費税等

（３）　粗付加価値額

製造品出荷額等－原材料使用額等－内国消費税額等

（４）　１事業所当たり製造品出荷額等

（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷事業所数

（５）　従業者１人当たり製造品出荷額等

（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷従業者数

（６）　従業者１人当たり現金給与総額

現金給与総額÷従業者数

（７）　現金給与率（従業者３０人以上の事業所）

現金給与総額÷｛製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額等｝×１００

（８）　分配率（従業者３０人以上の事業所）

現金給与総額÷付加価値額×１００

（９）　原材料率（従業者３０人以上の事業所）

原材料使用額等÷｛製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額等｝×１００

（１０）　在庫率（従業者３０人以上の事業所）

年末在庫額合計÷製造品出荷額等×１００

（１１） **有形固定資産投資総額（従業者３０人以上の事業所）**

取得額＋建設仮勘定の増減額

（１２） **１事業所当たり付加価値額**

付加価値額÷事業所数

（１３） **付加価値生産性（従業者３０人以上の事業所）**

付加価値額÷従業者数

（１４） **付加価値率（従業者３０人以上の事業所）**

付加価値額÷｛製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額等｝×１００

９　産業分類について

（１） 産業中分類については、別表「産業中分類略称一覧表」より略称を用いた。一覧表において、分類番号の〇印は基礎素材型産業に、☆印は加工組立型産業に、他は生活関連・その他型産業に区分される。

（２） 中分類の異なるいくつかの品目を製造・加工している事業所は、その製造・加工品目中の代表性の高い中分類により産業格付が決定され、産業格付に使用された中分類品目以外の出荷額等も、産業格付された中分類品目の出荷額等とみなされるため、同一の事業所であっても、年によってはそれぞれの製造・加工品目の出荷額等の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

１０　利用上の注意

（１） 工業調査は従業者４人以上の事業所を対象に実施しているが、従業者３人以下の事業所については、本市独自に調査（届出統計）を実施している。

（２） この結果報告は、本市において独自集計したものであり、経済産業省及び山形県から公表される数値と若干相違することもありうる。

（３） 調査日現在において休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所等は除かれている。

（４） 本書に掲げた数値は、単位未満四捨五入等により内訳と総数が一致しない場合がある。

（５） 本書の中で、「-」は該当数字なし、「x」は事業所数が１又は２の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。また、事業所数が３以上あっても各統計表の関連から秘匿したものもある。ただし、従業者数の取扱いについては、平成１７年８月から秘匿を解除することができるようになったため、秘匿していない。

問い合わせ先：米沢市企画調整部総合政策課　統計調査担当
〒992-8501　山形県米沢市金池五丁目２番２５号
TEL:0238-22-5111㈹　内線 2805

別表　産業中分類略称一覧表

分類番号	産　業　中　分　類　名	略　　称
０９	食料品製造業	食　　料
１０	飲料・たばこ・飼料製造業	飲　料　等
１１	繊維工業	繊　　維
○　１２	木材・木製品製造業（家具を除く）	木　　材
１３	家具・装備品製造業	家　　具
○　１４	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙
１５	印刷・同関連業	印　　刷
○　１６	化学工業	化　　学
○　１７	石油製品・石炭製品製造業	石　　油
○　１８	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
○　１９	ゴム製品製造業	ゴ　　ム
２０	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮　　革
○　２１	窯業・土石製品製造業	土　　石
○　２２	鉄鋼業	鉄　　鋼
○　２３	非鉄金属製造業	非　　鉄
○　２４	金属製品製造業	金　　属
☆　２５	はん用機械器具製造業	はん用機械
☆　２６	生産用機械器具製造業	生産用機械
☆　２７	業務用機械器具製造業	業務用機械
☆　２８	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電　　子
☆　２９	電気機械器具製造業	電　　機
☆　３０	情報通信機械器具製造業	情　　報
☆　３１	輸送用機械器具製造業	輸　　送
３２	その他の製造業	そ　の　他

○：基礎素材型産業　　☆：加工組立型産業　　印のないもの：生活関連・その他型産業

別表２　中分類１８プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲

製　造　品　名	分　類
家具・装備品	13
プラスチック製版	1521
写真フィルム（乾板を含む）	1695
手袋	2051
耐火物	215
と石	2179
模造真珠	2199
歯車	2531
目盛りのついた三角定規	2739
注射筒	2741
義歯	2744
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322
かつら	3229
時計側	3231
楽器	324
がん具、運動用具	325
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
漆器	3271
畳	3282
うちわ・扇子・ちょうちん	3283
ほうき・ブラシ	3284
喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
洋傘・和傘・同部分品	3289
魔法瓶	3289
看板、標識機	3292
パレット	3293
モデル、模型	3294
工業用模型	3295
レコード	3296
眼鏡	3297

※分類番号が３桁は小分類番号、４桁は細分類番号となっており、それぞれ上２桁が中分類番号をあらわしている。